

(6) 倉庫用建物等に係る特例措置の延長及び拡充  
(所得税、法人税、固定資産税、都市計画税)

内 容

物流システムの効率化及び輸入貨物の増大、多様化等に対応するため、倉庫用建物等に係る課税の特例措置の適用期限を2年延長するとともに、特例措置の対象を拡充する。

(延長)

所得税・法人税：割増償却 5年間12%[現行16%](倉庫)

[特定臨港地区内の倉庫及び物資流通拠点地区内の倉庫が対象]

固定資産税・都市計画税：課税標準5年間1/2(倉庫)

課税標準5年間3/4(保税蔵置場、港湾上屋等)

[輸入対応型物流施設及び流通システム効率化物流施設が対象]

(拡充)

固定資産税・都市計画税：港湾上屋の整備主体に事業協同組合等を追加

輸入対応型物流施設



流通効率化対応型物流施設

